



家畜衛生だより

令和3年度第19号 令和3年11月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

令和3年9月24日に 飼養衛生管理基準が一部改正されました

- ・大規模所有者（飼養羽数10万羽以上）は、家きん舎ごとに、担当の飼養衛生管理者を配置すること

同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が10万羽を超えないこと。

★大規模所有者は別紙の報告書のご提出をお願いします★

＜飼養衛生管理者が複数の畜舎を担当する場合の考え方＞

担当	担当家きん舎
飼養衛生管理者A	家きん舎①（鶏11万羽）
飼養衛生管理者B	家きん舎②（鶏8万羽）→充足率80%
	家きん舎③（鶏6万羽）→充足率20%
飼養衛生管理者C	家きん舎③（鶏6万羽）→充足率40%
	家きん舎④（あひる6千羽）→充足率60%

このうち2万羽を担当

このうち4万羽を担当

- ・大規模所有者のうち下記の者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む）を策定すること

採卵鶏50万羽以上及び肉用鶏20万羽以上【期限：令和3年10月1日】

採卵鶏20万羽以上50万羽未満【期限：令和4年10月1日】

- ・埋却等に備えた措置【令和4年10月施行】

家きんの死体の埋却に供する土地（家きん（日齢が満150日以上のもの）100羽当たり0.7平方メートルが標準）又は、家きんの死体の焼却のための焼却施設を確保すること。

韓国の野鳥2例（令和3年11月5日現在）から 高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出！！

★高病原性鳥インフルエンザを防ぐために

- ①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ねずみ及び害虫の駆除



南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。